

令和4年度全学FDセミナー・研修会

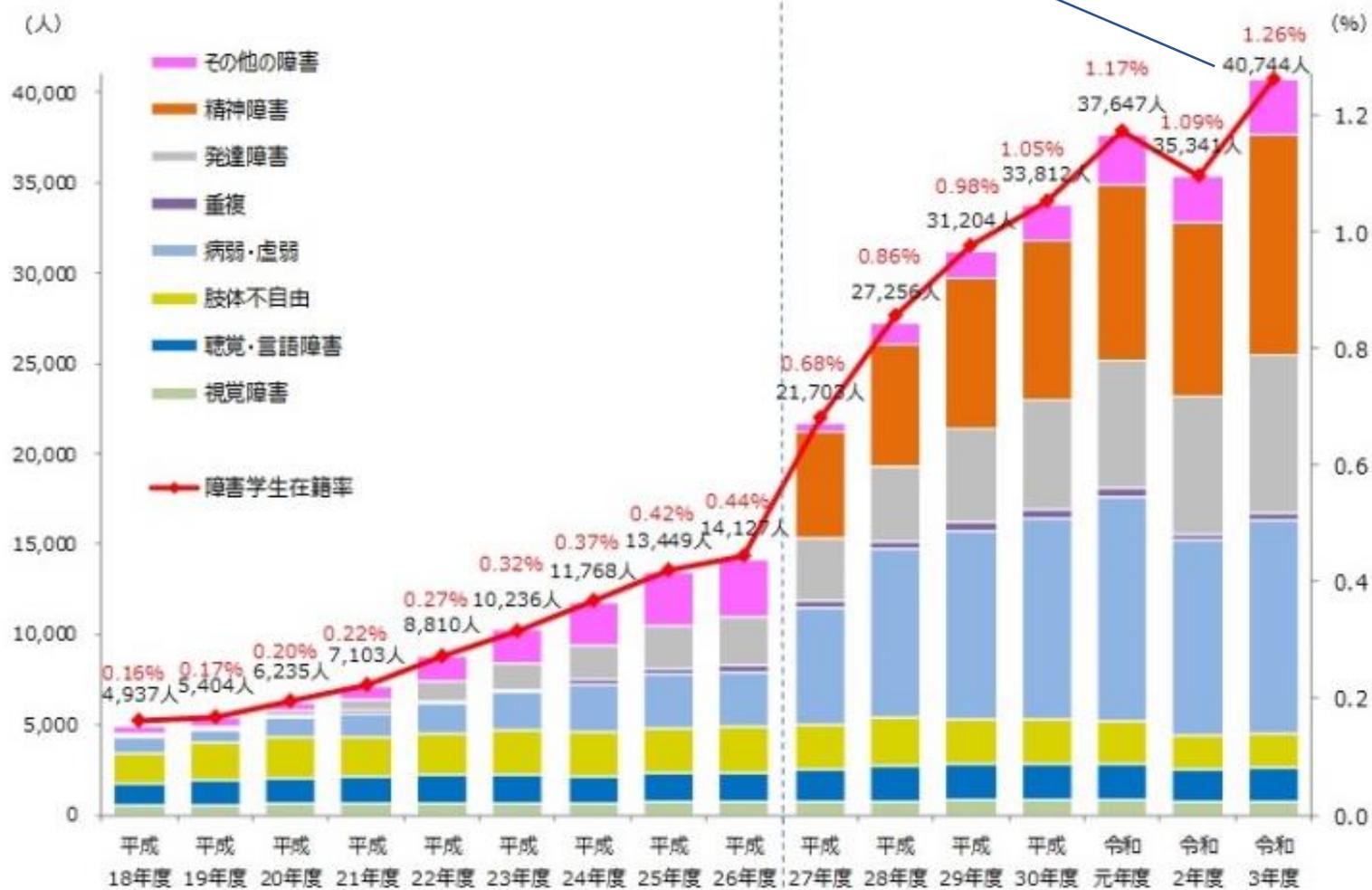
FDの背景としての障害学生支援
－合理的配慮の再確認－

障害学生支援について

(1) 障害学生支援の現状

障害学生数

令和3年5月1日現在における障害学生数は
40,744 人(全学生数3,233,301人の1.26%)



障害者差別解消法(2016年4月施行, 2021年改正)

①「不当な差別的取扱い」の禁止

- 国・都道府県・市町村などの役所や, 会社やお店などの事業者が, 障害のある人に対して, 正当な理由なく, 障害を理由として差別することを禁止する

②「合理的配慮」の提供

- 役所や事業者に対して, 障害のある人から, 社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに, 負担が重すぎない範囲で対応することを求める

障害者差別解消法リーフレット「合理的配慮を知っていますか？」(内閣府)より

合理的配慮

- 障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められる
- 重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努める

障害者差別解消法リーフレット「合理的配慮を知っていますか？」(内閣府)より

合理的配慮に関する情報

- 合理的配慮ハンドブック(JASSO;日本学生支援機構)
https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/shogai_information/handbook/_icsFiles/afieldfile/2021/04/01/h29_handbook_main.pdf
- 障害学生に関する紛争の防止・解決事例集(JASSO)
https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_kaiketsu/index.html
- 教職員のための障害学生修学支援ガイド(JASSO)
https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/shogai_information/shien_guide/index.html

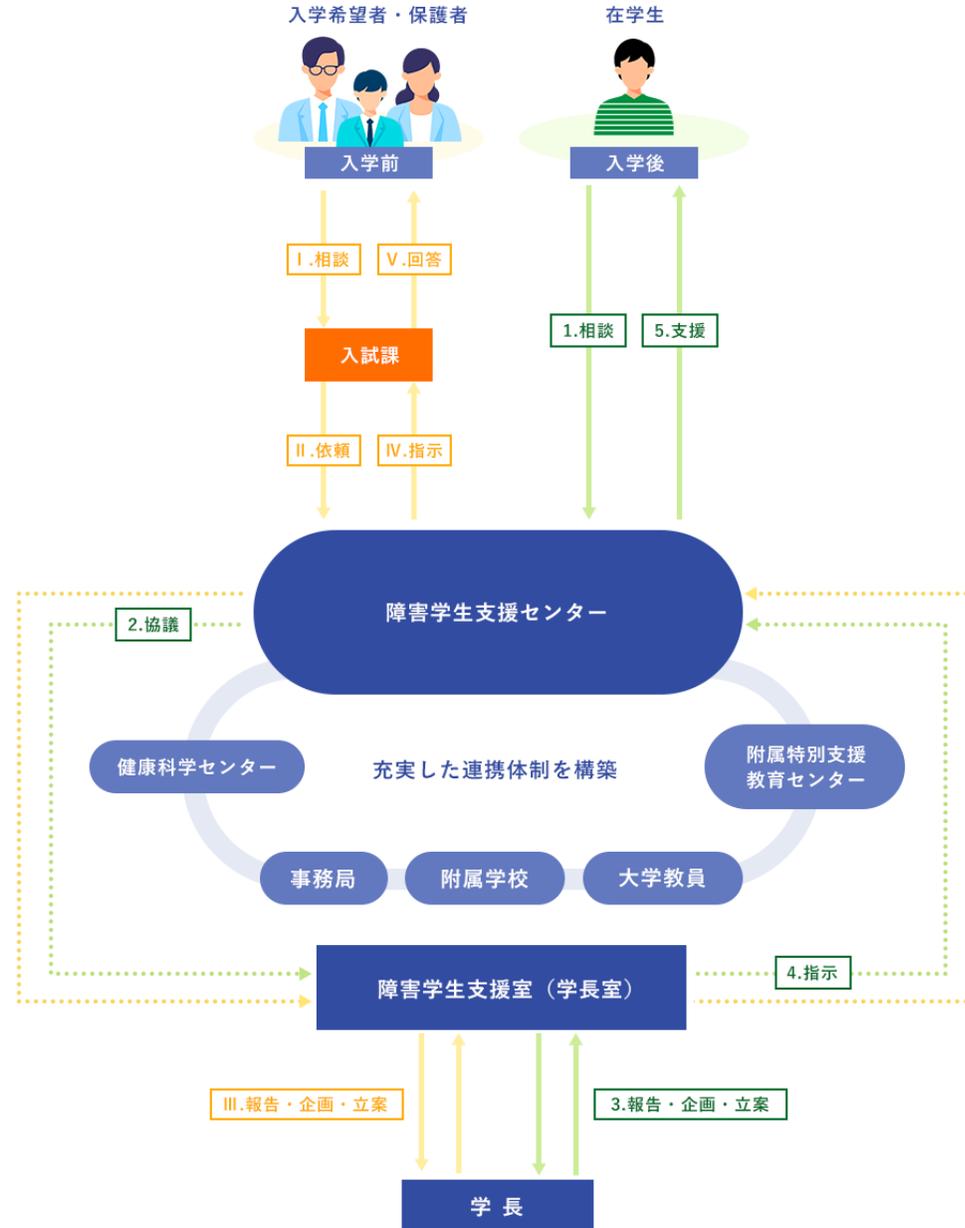
(2) 障害学生の全学的支援体制と合理的配慮の提供

理念

- 福岡教育大学は「障害者の権利に関する条約(国連)」「障害者基本法」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」にのっとり、「障害のある学生等への支援に関する基本方針」を策定し、障害のある者が障害のない者と平等に教育・研究に参加できるよう機会を確保し、障害のある学生が教員となるために必要な資質能力を身に付け、社会参加に向けて自立できるよう取り組むとともに、本学構成員が相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生することができる大学を目指す。
- また、平成28年3月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」を制定することで、障害のある学生が、本学での修学、学校生活、大学行事等において適切な支援を受けることができるようにしている。

支援体制

○ 障害学生支援のための連携体制



障害学生支援センター

①配慮願いの作成および送付

学生本人からの申し出に応じて面談を行い、修学等における困難を聞き取り、合理的配慮の内容について学生とともに検討し、配慮願いを作成。担当教員等による配慮願いの内容確認後、障害学生支援センター会議の承認を得て、授業担当教員に送付



②支援者の養成および派遣

全学生から支援を行う学生を募り、支援者を養成。また、障害学生の希望に応じて、支援者を調整、派遣

<学生による支援活動の例>

- ▶パソコンや手書きによるノートテイク
- ▶資料映像への字幕挿入 など



支援学生

- 支援学生は、センターで入門講座を受け、支援者として登録している学生アルバイト
- 主な活動
 - パソコンや手書きによるノートテイク
 - 授業動画の文字起こし
 - 資料映像への字幕挿入
 - 授業資料等のデータ化
 - しゅわ弁
 - バリアフリーマップの調査 など

新規の支援学生は…

- 入門講座後にタイピングチェックを行いノートテイクのスキルを確認
- 初めて支援に入る際は、先輩の支援学生と組んでノートテイク
- 適宜タイピングチェックを行い、結果を共有することで切磋琢磨！



障害学生支援センター

③障害のある学生や関係者等との相談

学生やその関係者等からの修学や大学生活などに関する相談

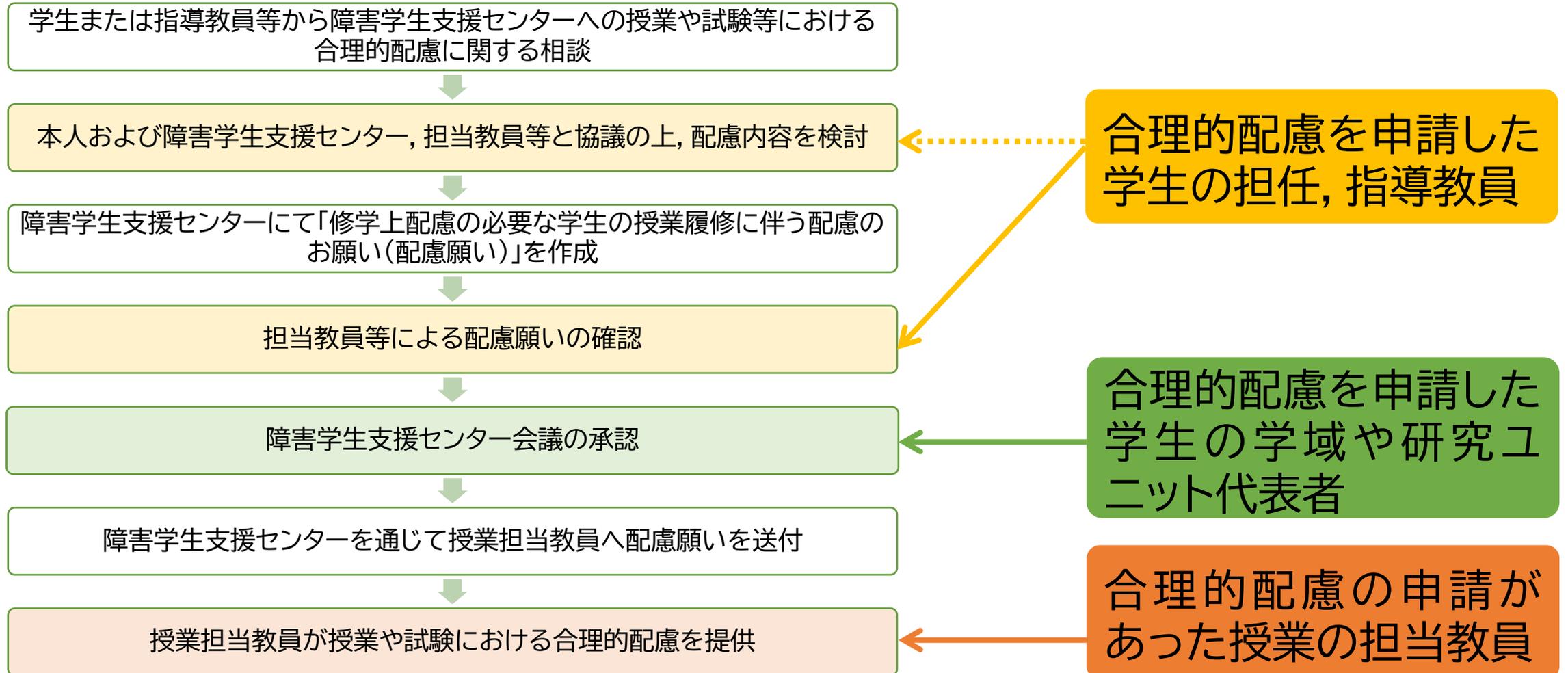


④支援機器の貸出

視覚支援機器や音声認識機器などの支援機器の貸出

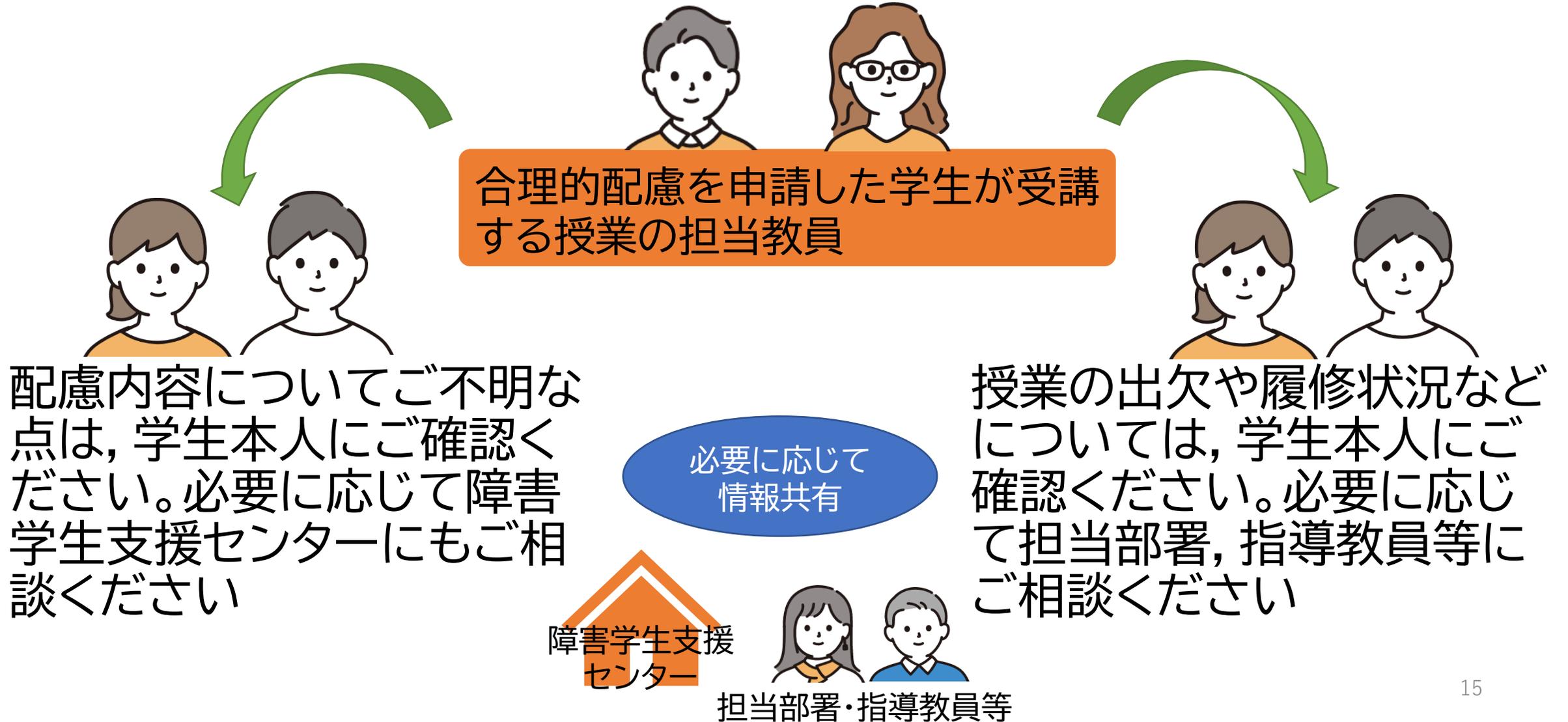


合理的配慮提供の流れ



※具体的な配慮内容については, 学生本人が授業担当教員に相談することがあります。必要に応じて障害学生支援センターにもご相談ください。
※また, 学生の急な心身の状態の変化に伴い, 合理的配慮の申請があった場合には, 先に授業担当教員に合理的配慮の提供をお願いする場合があります。

授業実施中



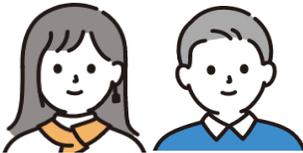
合理的配慮を申請した学生が受講する授業の担当教員

配慮内容についてご不明な点は、学生本人にご確認ください。必要に応じて障害学生支援センターにもご相談ください

必要に応じて情報共有

授業の出欠や履修状況などについては、学生本人にご確認ください。必要に応じて担当部署、指導教員等にご相談ください

障害学生支援センター



担当部署・指導教員等

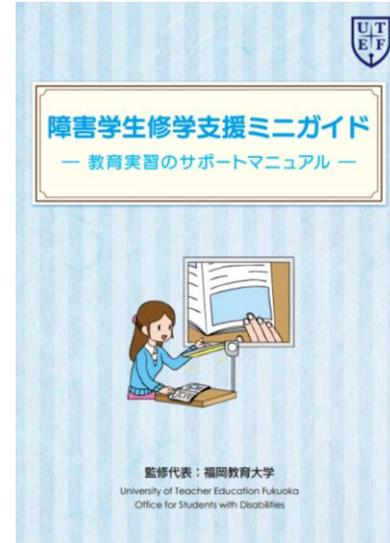
情報公開・啓発



障害学生支援センターホームページ
<https://shien.fukuoka-edu.ac.jp/>



大学教員・実習担当者のための
障害学生修学支援ミニガイド
— 場面別配慮点 —
<https://shien.fukuoka-edu.ac.jp/info/t0t2s80000003zn-att/t0t2s800000006va.pdf>



障害学生修学支援ミニガイド
— 教育実習のサポートマニュアル —
<https://shien.fukuoka-edu.ac.jp/info/t0t2s80000003zn-att/t0t2s800000006v7.pdf>



聴覚障害学生支援MAP(PEPナビ)
<http://pepnavi.net/pepnavi/posts/view/57a2a659-17ec-449e-9f10-4da6db5ec016>